

平成27年度第1回自動車検査員教習実施について

平成27年度第1回自動車検査員教習が下記のとおり実施されます。

記

1.教習受講資格

(1) 教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（二級シヤシ整備士の技能検定のみ合格している者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6ヶ月以上）の実務の経験を有する者であること。

なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

(2) 道路運送車両法第94条の4第4項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

(3) 道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当する者に限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分が決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

2.教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要な書類

- ・申請要領 本人持参、代理の場合は委任状を添付（郵送不可）
先着順とし定員に達し次第締め切り（定員120名）
- ・受付期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月5日（金）
（上記期日の9時から17時）
- ・場 所 熊本県自動車整備振興会 教育課
- ・必要書類 申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、申請書の宛名書きをした切手（82円）を貼った封筒2枚

3.教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

- (1) 教習の日時 未定
- (2) 教習修了試問の日時 未定
- (3) 教習及び修了試問の場所 未定

4.その他必要書類（教習資料、講師等）

- (1) 教習資料
 - 自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
 - 自動車検査用機械器具の構造と取扱い
 - 自動車検査員必携
 - 自動車整備関係法令と解説
 - 自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）

(2) 講師

運輸支局職員その他、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等。

5.注意事項

「教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱います。